

雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例（平成29年雫石町条例第19号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(特定事業者)

第3条 条例第2条第5号の規則で定める者は、売電を目的として発電を行う事業者とする。

(抑制区域)

第4条 条例第10条第1項に規定する抑制区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 岩手県景観計画区域山麓景観形成地区
- (2) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第20条で指定する環境緑地保全地域
- (3) 雫石都市計画用途地域
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農業振興地域内の農用地区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号の地域森林計画の区域
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区
- (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項の史跡名勝天然記念物の所在する区域
- (8) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (9) 雫石町文化財保護条例（昭和63年条例第25号）第35条第1項の町指定史跡名勝天然記念物が所在する区域

(届出)

第5条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業届出書（様式第1号）に再生可能エネルギー事業計画書（案）（様式第2号）及び再生可能エネルギー事業区域確認リスト（様式第3号）を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事業者の名称及び住所
- (2) 再生可能エネルギー設備を設置しようとする場所
- (3) 設置しようとする再生可能エネルギー設備
- (4) 予定規模
- (5) 協議会設置の意向
- (6) その他町長が必要と認める事項

2 条例第11条第1項の規定による届出は、当該届出に係る再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階（法令に基づく認定、許認可等の申請又は届出の手続を行う前。設置しようとする

土地の取得又は賃貸借契約前、その他設置に係る各種申請、届出及び契約等の前。以下同じ。)に行わなければならない。

(変更等の届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業中断・中止届出書(様式第5号)により行うものとする。

(住民への説明)

第7条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、説明会開催報告書(様式第6号)により報告するものとする。

- (1) 説明会開催日時及び場所、事業者側の出席者の氏名及び所属
- (2) 説明内容
- (3) 参加者からの主な意見と対応方針
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 条例第13条第1項に規定する説明会は、条例第11条第1項の規定による届出に係る再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階から行わなければならない。

(協議会)

第8条 条例第14条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、協議会開催報告書(様式第7号)により報告するものとする。

- (1) 協議会開催日時及び場所並びに事業者側の出席者の氏名及び所属
- (2) 説明内容
- (3) 出席者からの主な意見と対応方針
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 条例第14条第1項に規定する協議会は、条例第11条第1項の規定による届出に係る再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階から行わなければならない。

(助言)

第9条 条例第15条の規定による助言は、再生可能エネルギー事業助言通知書(様式第8号)により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第17条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号)のとおりとする。

(地位の承継)

第11条 条例第18条の規定による地位の承継の届出は、再生可能エネルギー事業承継届出書(様式第10号)により行うものとする。

(維持管理に関する報告)

第12条 条例第19条の規定による報告は、再生可能エネルギー事業状況報告書(様式第11号)により行うものとする。

(災害及び事故発生時の対応)

第13条 条例第20条の規定による通報は、事実を確認次第、口頭等で行うほか、再生可能エネルギー事業災害等発生状況報告書(様式第12号)により行うものとする。

(事業終了の届出)

第14条 条例第21条の規定による特定事業の終了にかかる届出は、再生可能エネルギー事業終了届出書（様式第13号）により行うものとする。

（地域主導型事業計画書の提出）

第15条 条例第23条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、地域主導型事業計画書（様式第14号）により提出するものとする。

- （1） 事業者の名称及び住所
- （2） 再生可能エネルギー設備を設置しようとする場所
- （3） 設置しようとする再生可能エネルギー設備
- （4） 地域主導型事業の認定要件を満たすことの根拠
- （5） その他町長が必要と認める事項

2 条例第23条第2項の地域主導型事業計画書は、当該再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階に提出しなければならない。

（勧告）

第16条 条例第9条第2項、第11条第3項、第13条第6項、第14条第7項、第16条第2項及び第24条の規定による勧告は、再生可能エネルギー事業勧告書（様式第15号）により行うものとする。

（公表）

第17条 条例第8条第3項、第11条第2項、第13条第5項、第14条第6項、第23条第3項及び第26条に規定する公表は、町ホームページ又は町広報誌に掲載することにより行うものとする。

（意見を述べる機会）

第18条 条例第26条の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第16号）により行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、前条の公表に係る意見を述べようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に係る意見書（様式第17号）により行わなければならない。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。